

長浜市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、長浜市豊公園駐車場使用料にかかる公金事務を委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
事務所の所在地：大阪府大阪市西区立売堀1丁目6番17号
名称：アマノマネジメントサービス株式会社
大阪支店 支店長 石川 結城
- 2 委託事務の内容
長浜豊公園駐車場使用料徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者として委託をした日
令和6年4月1日
- 5 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 6 委託した公金事務に係る歳入の種類
長浜市豊公園駐車場使用料
- 7 徴収の方法
現金又は振込による